

霞ヶ丘三丁目地区地区計画

決定：平成 22 年 2 月 16 日（ふじみ野市告示第 29 号）


	名 称	霞ヶ丘三丁目地区地区計画
	位 置	ふじみ野市霞ヶ丘三丁目の一部
	面 積	約 0.8 ha
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東武東上線福岡駅から北西約 400m に位置し、良質な都市基盤及び住環境の形成が見込まれる。</p> <p>このため、地区計画により、建築物の敷地の規模、かき、さくについて制限を定め、ゆとりある良好な環境の創出及び保全を図ろうとするものである。</p>
	土地利用の方針	敷地面積の最低限度を設定し、敷地の細分化を防ぐことにより、良好な住環境の維持・保全を目的とした土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の敷地面積について制限を設けるとともに、道路に面する側を生け垣等にすることにより、防犯性、防災性の向上を図り、かつ、緑豊かな住環境の形成及び保全を図る。

再 開 発 等 促 進 区		—————		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区（第一種中高層住居専用地域）
			区分の面積	約 0.8 ha
		建築物の敷地面積の最低限度	120m ²	
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側のかき又はさくは、生け垣若しくは透視可能なフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀若しくはこれらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で前面道路面から 60cm 以下のものはこの限りでない。</p>	

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

富士見都市計画地区計画の変更（霞ヶ丘三丁目地区地区計画の決定）
 計画図（地区整備計画図）



凡	例
	地区計画区域・ 地区整備計画区域
	建築物の敷地面積の 最低限度(120㎡)
	かき又はさくの構造の 制限区域

